

○名寄市立大学教員の大学院等進学促進に関する方針

平成 19 年 6 月 6 日

改正 平成 20 年 3 月 17 日

改正 平成 28 年 3 月 16 日

改正 平成 30 年 6 月 6 日

改正 平成 31 年 2 月 6 日

1. 趣 旨

名寄市立大学（以下「本学」という。）教員の修士号以上の学位取得を目指して、大学及び大学院（以下「大学院等」という。）への進学を計画的に推進する。

2. 申請の手続き及び決定

（１）進学希望者は、進学希望先への出願以前に、進学希望先、通学計画を教養教育部長及び各学科長（以下「学科長等」という。）に大学院等進学希望申請書（様式第 1 号）を提出する。これには通信大学（院）・放送大学（院）等を含むものとする。

（２）学科長等は、支援体制の必要性及びその内容を学科等会議で検討した上で学長に申請する。

（３）学長は、FD・IR委員会の意見を聞いた上で決定し、進学を認める場合は教授会に報告する。

3. 進学終了後の勤務

進学者は、学科等内及び本学の支援を受けて通学したことを重く受け止め、本学に対して誠意ある勤務を継続するものとする。

4. 大学院等進学者選考の基準

（１）既に大学院等へ通学中の者の通学及び学士号未取得者の大学進学・通学を優先する。

（２）日常の教育業務に大きな支障をもたらさず、所属学科等で相互に支援可能な通学は認める。

（３）週日昼間の通学や長期期間の不在を伴う等、日常の教育業務に大きな支障を与える通学については別途検討する。

◎ 留意事項

（１）進学者は、進学を終了した時には学科長等に大学院進学終了報告書（様式第 2 号）を提出すること。

（２）進学者は、進学計画に変更があった時（休学・退学を含む）には、直ちに学科長等に大学院等進学計画変更届（様式第 3 号）を提出すること。

（３）（１）、（２）のいずれの場合にも、学科長等は、学科等会議に報告した上で学長に報告すること。学長は、その内容について教授会に報告する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日）

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 16 日）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この方針は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 30 年 6 月 6 日）

この方針は、公布の日から施行し、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 31 年 2 月 6 日）

この方針は、公布の日から施行から適用する。